

弘前学院大学公的研究費の管理運営に関する規程

第1節 総則

(目的)

第1条 本規程は、弘前学院大学（以下「本学」という。）の研究者（機関であると個人であるとを問わない。）に交付された科学研究費補助金等公的研究費（以下「公的研究費」という。）の管理運営について円滑な運用を図るために定めるものである。

第2節 管理運営組織

(管理運営本部)

第2条 本学に、「公的研究費管理運営本部」（以下「管理運営本部」という。）を置く。
2 管理運営本部は、本学研究者に交付された公的研究費の管理運営に当たる。

(最高管理責任者)

第3条 管理運営本部に、本学における研究機関（学部、大学院研究科等）を総括し公的研究費の管理運営について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を置く。
2 最高管理責任者には学長が当たる。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理運営について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を置く。
2 統括管理責任者には大学事務長を充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 機関内の各部局等（学部、大学院研究科等）における公的研究費の管理運営について実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進責任者」を置く。
2 コンプライアンス推進責任者には各学部長、大学院各研究科長等を充てる。

(経理の取り扱い)

第6条 本学における公的研究費の経理については、別に定める「弘前学院大学科学研究費補助金取扱要領」に準拠するものとする。

(内部監査)

第7条 本学における公的研究費の経理状況及び管理運営については、その適正を図るために内部監査を行うものとする。

第3節 研究者及び事務担当者の倫理

(研究者の倫理)

第8条 研究者は、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を理解し、尊重する。

(事務担当職員の倫理)

第9条 事務担当職員は専門的能力を持って公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを認識し、職務を遂行する。

第4節 不正の防止

(不正の防止)

第10条 研究者が公的研究費を運用するに当たっては、補助金の管理及び運用に関するルール「弘前学院大学科学研究費補助金取扱要領」に準拠した手続きを遵守するものとする。

(不正防止計画の策定、実施)

第11条 不正を発生させる要因に対し別に「不正防止計画」を策定する。

- 2 不正防止計画には、経理のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性についても検討するものとする。
- 3 不正防止計画への取り組みについては部局等によるばらつきが生じないよう機関全体の観点からのモニタリングを行う。

(不正防止計画推進室)

第12条 研究機関全体としての観点から不正防止計画の推進を担当する最高管理責任者直属の部署として「不正防止計画推進室」を置く。

(組織)

第13条 推進室に室長を置く。

- 2 推進室長には大学事務長を充てる。
- 3 推進室員は総務課担当職員を充てることとし、研究経験を有する教員を加えることができる。

(内部監査との関係)

第14条 不正防止計画推進室は本規程第7節に規定する内部監査委員会とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつもそのチェックを受けるものとする。

(業務)

第 15 条 不正防止計画推進室は次の業務を行う。

- (1) 予算執行状況の確認。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究者に対し研究計画の遂行について確認し、必要な場合は改善を求める。
- (2) 発注段階での支出財源の特定と、予算執行状況の遅滞ない把握。
- (3) 研究者と業者の癒着の防止。特定業者の固定化解消、発注から支払いに至る一連の過程における必要なチェック。
- (4) 発注・検収業務における推進室によるチェック機能の構築と実施。
- (5) 非常勤雇用者の勤務状況の管理。
- (6) 研究者の出張計画の実行状況等の確認。

第 5 節 不正行為への対応

(調査及び懲戒規程)

第 16 条 不正に係る調査及び懲戒に関する規程については別に定める。

(規程運用の透明性)

第 17 条 前条の規程の運用については、公正かつ透明性を確保するものとする。

(取引業者に対する措置)

第 18 条 不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等の処分を行うことがある。

(対応の独立性)

第 19 条 不正への対応については、文部科学省による調査、是正措置等から独立して行うものとする。

第 6 節 相談・通報窓口

(受付窓口の設置)

第 20 条 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談及び通報（告発）を受け付ける窓口を設置する。

2 受付窓口は、不正防止計画推進室に設置する。

(外部への公表)

第 21 条 競争的資金等の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きは外部に公表する。

(通報者の保護)

第 22 条 機関内部及び取引業者等、外部からの通報の取り扱いに関しては、通報者の保護を徹底するとともに、保護の内容を通報者に周知する。

(被告発者の保護)

第 23 条 詐謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。

(措置の通報者への通知)

第 24 条 顕名による通報の場合、原則として、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を通報者に通知する。

(窓口及び仕組みの公表)

第 25 条 機関内外からの相談窓口及び通報窓口の仕組みについて、ホームページ等で積極的に公表する。

第 7 節 内部監査

(内部監査委員会)

第 26 条 競争的資金等の適正な管理のため、最高管理責任者の直轄的な組織として、内部監査委員会を設ける。

(監査の範囲)

第 27 条 内部監査委員会は、会計書類による財務監査並びに不正防止計画推進室の業務のチェックを行う。

(業務の連携)

第 28 条 内部監査委員会は、監事、会計監査人等、機関内のあらゆる組織と連携して内部監査を実施する。なお、内部監査委員は最高管理責任者が無作為に選出する。

附 則

本規程は、2009（平成 21）年 4 月 1 日より施行する。

本規程は、2016（平成 28）年 2 月 10 日より施行する。